

山口県報

平成30年
6月15日
(金曜日)

目 次

- 規則
山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)……………一
- 旅館業法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………二
- 告示
平成三十年度地籍調査事業計画に関する告示の一部改正(政策企画課)……………三
- 指定施設要件の変更予定保安林(周南市)(森林整備課)……………三
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(二件)(道路建設課)……………四
- 公告
平成三十年クリーニング師試験の実施(生活衛生課)……………六
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………七
- 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報(畜産振興課)……………七
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………八
- 公安委告示
技能検定員審査の実施……………九
- 教習指導員審査の実施……………九



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月十五日

山口県規則第六十三号

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第三号中「旅館業に係る営業施設の設置基準等を定める条例」を「旅館業の施設の設置基準等を定める条例」に改め、ヨを削り、カをレとし、ワをタとし、同号ヲ中「第十一条」を「第九条」に改め、同号中ヲをヨとし、ルを削り、又をカとし、リをワとし、同号チ中「営業の」を「旅館業の全部若しくは一部の」に改め、同号中チをヲとし、ヲの前に次のように加える。

又 法第七条の二第二項の規定に基づき、営業者に対し、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずること。

ル 法第七条の二第三項の規定に基づき、旅館業を営む者に対し、当該旅館業の停止その他公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずること。

第三十一条第二項第三号ト中「第七条の二」を「第七条の二第一項」に、「営業の施設の構造設備が基準に適合しなくなつたと認めた場合において、その」を「営業者に対し、期間を定めて、旅館業の施設の構造設備を法第三条第二項の政令で定める」に改め、「措置を」の下に「とるべきこと」を加え、同号中トをリとし、リの前に次のように加える。

チ 法第七条第二項の規定に基づき、旅館業を営む者(営業者を除く。ルにおいて同じ。)その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

第三十一条第二項第三号ヘ中「その他関係人」を「その他の関係者」に、「をして営業の施設に立ち入らせ」を「に、旅館業の施設に立ち入り」に、「関係書類を検査させる」を「これに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させる」に改め、同号中ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 法第六条第一項の規定に基づき、営業者に宿泊者名簿の提出を求めること。

第三十一条第二項第八号を次のように改める。

八 住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

この号において住宅宿泊事業法施行規則(平成二十九年厚生労働省令第二号)を「施行規則」という。

イ 法第三条第一項の規定による住宅宿泊事業を営む旨の届出を受けること。

ロ 法第三条第四項の規定による住宅宿泊事業者からの法第三条第二項第一号から第三号まで、第五号若しくは第七号に掲げる事項に変更があつた旨又は同項第六号に掲げる事項を変更しようとする旨の届出を受けること。
 ハ 法第三条第六項の規定による同項各号のいずれかに該当することとなつた者からのその旨の届出を受けること。

ニ 法第八条第一項（法第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、住宅宿泊事業者に宿泊者名簿の提出を求めること。

ホ 法第十四条の規定による住宅宿泊事業者からの届出住宅に人を宿泊させた日数その他の施行規則で定める事項の報告を受けること。

ヘ 法第十五条の規定に基づき、住宅宿泊事業者に対し、業務の方法の変更その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。

ト 法第十六条第一項の規定に基づき、期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずること。

チ 法第十六条第二項の規定に基づき、住宅宿泊事業の廃止を命ずること。
 リ 法第十六条第三項の規定に基づき、ト又はチの命令をした旨を住宅宿泊事業者に通知すること。

ヌ 法第十七条第一項の規定に基づき、住宅宿泊事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又は所属職員に、届出住宅その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

ル 法第四十一条第二項の規定に基づき、住宅宿泊管理者（県の区域内において住宅宿泊管理業を営む者に限る。ヲにおいて同じ。）に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。

ヲ 法第四十五条第二項の規定に基づき、住宅宿泊管理者に対し、その業務に関し報告を求め、又は所属職員に、住宅宿泊管理者の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

ワ 施行規則第四条第七項の規定に基づき、届出番号を届出者に通知すること。
 附則

この規則は、公布の日から施行する。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第六十四号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和三十三年山口県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「旅館業に係る営業施設の設置基準等を定める条例」を「旅館業の施設の設置基準等を定める条例」に改める。

第二条第二項第九号中「第四条第二十号」を「第四条第十七号」に改める。
 第五条中「第四条第十号」を「第四条第七号」に改める。
 第六条中「第四条第十二号」を「第四条第九号」に改める。
 第七条第一項中「第四条第十九号」を「第四条第十六号」に改める。

別記第一号様式の表中

「山口県収入証紙
はり付け欄
（消印しない）」を
「山口県収入証紙
貼付け欄
（消印しない）」に

「1. ホテル営業 2. 旅館営業 3. 簡易宿所営業 4. 下宿営業」を

「1. 旅館・ホテル営業 2. 簡易宿所営業 3. 下宿営業」に、「第5条第1項」を

「第5条第1項各号のいずれか」に、「1」に「2」を「いずれかに」に

建築面積	㎡	客室の天井の高さ	最低	㎡
延べ面積	㎡			を

建築面積	㎡	延べ面積	㎡
和式		洋式	を

「寝台を置かない客室 寝台を置く客室」に改め、同様式の表中

和式浴室 箇所	洋式浴室 箇所	シャワー 個
		を

共用の浴室 箇所	客室内の浴室 箇所
	を

「共同用の和式浴室の浴槽」
を
「共同用の浴室の浴槽」
に

便所	種類	水洗式		くみ取り式		合計	個
	便器数	大便器	小便器	兼用便器	小便器		
その他	大便器	個	兼用便器	個	兼用便器	個	合計
	小便器	個	兼用便器	個	兼用便器	個	合計

「便所の種類 / 水洗式 2 くみ取り式」に改め、

回添付書類中「旅館業に係る営業施設の設置基準等を定める条例」を「旅館業の施設の設置基準等を定める条例（以下「条例」という。）」に改め、回添付書類10中「第4条第20号」を「第4条第17号」に改め、回添付書類の注4を削る。

別添録二宮様式申
山口県収入証紙
はり付け欄
(消印しないこと)
を
山口県収入証紙
貼付欄
(消印しないこと)
に 「一に」を「いずれかに」に改める。

別添録三宮様式申
山口県収入証紙
はり付け欄
(消印しないこと)
を
山口県収入証紙
貼付欄
(消印しないこと)
に 「第3条第2項第1

号又は第2号」を「第3条第2項各号（第7号を除く。）」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第百二十七号

平成三十年度地籍調査事業計画に関する告示（平成三十年山口県告示第百九十五号）の一部を次のように改正する。

- 平成三十年六月十五日
- 調査地域中、「大字河内及び葉山二丁目」を「及び大字河内」に改める。

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成三十年六月十五日
山口県知事 村岡 嗣政

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
周南市大字鹿野上字小滝一〇三三五の二一、一〇三三五の二三、字大土地一〇三八一の六、字石ヶ谷東平一一四六八の一三から一一四六八の一五まで、字石ヶ谷西平一一四六九の三五
 - 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南

市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。()

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

- 周南市大字大潮字片山二三八二、二三八三、二三八九、二三九〇、一〇五四三、一〇五七二の一、一〇五七二の一五から一〇五七二の二二まで、一〇五七二の五〇、一〇五七二の五二、一一五〇五、一一五〇八、一一五〇八第一、字小汐一〇三六五、字鬼飛原一〇三六六の一、字小河内一〇五三五、字大巡一〇五四六の一、一〇五四六の二、一〇五五〇、字戸根村一〇七三〇の二、一〇七三五、一〇七三七、大字須万字中村東四五七七の一、大字鹿野上字大土地一〇三七七の一、一〇三七七の四、一〇三七八、一〇三七九の一、一〇三八一の一、一〇三八一の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百二十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、県道橋東和線道路改良(地家室トンネル)工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成三十年六月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 県道橋東和線道路改良(地家室トンネル)工事

- (一) 工事場所 大島郡周防大島町大字地家室字地藏東から同大字字小佐連西までの間
- (二) 工事の概要

工 法	延 長	道 路 幅 員
ナトム工法	二二八・〇メートル	八・〇メートル(車道五・五メートル)

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。)(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。
 - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の平成三十年六月十四日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(一)の土木一式工事の数値が九百以上であること。
 - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(一)を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成三十年六月十五日から同年七月六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成三十年八月十六日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県柳井土木建築事務所（電話〇八二〇一三九六）にすること。

山口県告示第百三十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、一般国道四九〇号道路改良（角力場トンネル）工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成三十年六月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 一般国道四九〇号道路改良（角力場トンネル）工事

(一) 工事場所 萩市大字明木字焼平及び字かやヶ浴地内

(二) 工事の概要

工 法	延 長	道 路 幅 員
ナトム工法	五〇・二〇メートル	一三・五メートル（車道七・〇メートル）

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成三十年六月十四日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が千以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者のうち一者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百以上であること。

(四) 共同企業体の代表者以外の者のうち(三)の者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県萩土木建築事務所 萩市大字江向河添沖田五三一番地の一

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成三十年六月十五日から同年七月六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成三十年八月十六日までに発送する。
四 その他

この審査についての問合せは、山口県萩土木建築事務所（電話〇八三八―二二一〇
〇四三）にすること。



(一三二) 平成三十年クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、平成三十年クリーニング師試験を次のとおり実施します。

平成三十年六月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

平成三十年九月二日（日曜日）午前十一時から

(二) 場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号

山口県総合保健会館

二 試験の内容

(一) 学科試験

1 衛生法規に関する知識

2 公衆衛生に関する知識

3 洗濯物の処理に関する知識

(二) 技能試験

1 洗濯物の処理に関する知識

(1) 薬品の鑑別

(2) 繊維の識別

(3) 絵表示の判別

2 洗濯物の処理に関する技能

白無地カッターシャツ（木綿一〇〇パーセントのもの）のアイロン仕上げ

三 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（クリーニン

グ業法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第五十四号）附則第五項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。）

四 受験願書の受付期間

平成三十年七月九日（月曜日）から同月二十七日（金曜日）まで（郵送の場合は、七月二十七日までの消印のあるものは、有効とする。）

五 受験願書の提出先

(一) 県内に居住する者

住所地を所管する保健所（萩市又は山陽小野田市に住所がある者については、

当該住所地の市役所）

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇二）

山口県環境生活部生活衛生課

六 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 受験資格があることを証明する書類

(四) 写真（手札型とし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。）

七 受験手数料

八千三百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入

証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得

点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその

旨を知事に申し出ること。

九 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所、萩市役所、山陽小野田市役所

又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求す

る場合は、封筒の表に「クリーニング師試験」と朱書し、百二十円分の切手を貼つ

た宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートル

のもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所、萩市役所、山陽小野田市役所又

は山口県環境生活部生活衛生課（電話〇八三一九三三一―二九七〇）にすること。郵

便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一三二) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成三十年一月三十日山口県公告(一四)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年六月十五日から同年七月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年六月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 コスバ新下関二街区
所在地 下関市石原町一三〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一三三) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八條第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を交付した旨の通報がありました。

平成三十年六月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書番号	名	前	品 種	生年月日	産 地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
三一七三五〇 一〇〇〇一	A B 一 二 〇		その他	平成二八、 一八	宮 城 県	外	岩国市錦町宇佐郷 プライフーズ株式 会社山口AIセ ンター
三一七三五〇 一〇〇一四	C 一 〇 八		〃	〃 四	〃	〃	〃
三一五〇四〇 一〇〇四一	一五〇五		〃	平成二七、 一〇	カ ナ ダ	〃	〃

三一五〇四〇 一〇〇三五	一四七三	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三一五〇四〇 一〇〇三二	一四五六	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三一四〇四〇 一〇〇一六	A B 五 九 三	〃	〃	平成二五、 一二	宮 城 県	〃	〃
三一四〇四〇 一〇〇一五	A B 五 九 二	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三一七三五〇 一〇〇〇二	A B 二 二 一	〃	〃	平成二八、 八、二五	〃	〃	〃
三一六三五〇 一〇〇〇四	C 一 〇 七	〃	〃	平成二七、 〃	〃	〃	〃
三一五〇四〇 一〇〇二〇	C 一 一 三 一	〃	〃	平成二六、 二、二七	〃	〃	〃
三一五〇四〇 一〇〇二一	C 一 一 三 一	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三一六〇四〇 一〇〇一九	C 一 一 四 二	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三一四〇四〇 一〇〇〇六	A B 五 八 二	〃	〃	平成二五、 一〇	〃	〃	〃
三一六〇四〇 一〇〇〇九	A B 六 三 〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三一六三五〇 一〇〇〇二	A B 一 一 八	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三一六〇四〇 一〇〇〇二	A B 六 二 三	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三一五〇四〇 一〇〇三八	一四九五	〃	〃	〃	カ ナ ダ	〃	〃
三一七〇四〇 四〇〇六六	H D 〇 一 〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三一七〇四〇 四〇〇七二	H D 〇 一 六	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三一五〇四〇 一〇〇〇四	A B 六 〇 五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三一六〇四〇 一〇〇一四	A B 六 三 三	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三一五〇四〇 一〇〇一〇	A B 六 二 二	〃	〃	〃	〃	〃	〃

三 一 七 三 五 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇
一〇九	C一〇九	C一一四四	A B六四〇	A B六三八	A B六三六	A B六三八	A B六四八	A B六四八	A B六三五	A B七〇六	A B七〇一	A B七〇七	A B一二三	A B六八四	A B六八八	A B六九〇	七五八二	五〇五六
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
平成二八、 八、三二	〃	一、一二	四、二二	二、四	一、一九	八、二五	一、一四	平成二九、 三、一八	〃	〃	〃	〃	平成二八、 九、二	平成二九、 二、三	〃	〃	二、一八	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

三 一 七 〇 四 〇	四 〇 〇 八 五	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 八 三 五 〇	三 一 八 三 五 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇	三 一 七 〇 四 〇
七五八九	A B七〇五	C一一〇	C一一二	C一一一	C一一一	七五六二	H D〇〇八	喜富士	喜富士	喜富士	喜富士	喜富士	喜富士	喜富士	喜富士	喜富士	喜富士	喜富士	喜富士
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(一三四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成三十年六月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市大字末武上字久保
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下松市大字末武上六五八番地の八
有限会社八木組
- 一 工区に含まれる地域の名称
岩国市玖珂町字新町後地(三工区)
- 二 開発許可を受けた者

岩国市



山口県公安委員会告示第十九号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成三十年六月十五日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
 - 技能検定員審査（大自二）
- 二 審査の日時及び場所
 - (一) 日時 平成三十年七月二十六日（木曜日）午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 - 平成三十年六月十八日（月曜日）から同月二十二日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
 - 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - (一) 技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
 - 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
 - 一万四千七百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除されること。）

れる者であるときは、それぞれ一万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二百円
三 教則の内容となつてゐる事項	二千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五 技能検定の実施に関する知識	二千六百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百五十円
備考	
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

山口県公安委員会告示第二十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成三十年六月十五日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
教習指導員審査(普通)
- 二 審査の日時及び場所
 - (一) 日時 平成三十年七月二十五日(水曜日)及び同月二十六日(木曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成三十年六月十八日(月曜日)から同月二十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)別記様式第一号によること。)
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
 - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万千八百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円

三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千三百円
備考 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。	

- 八 その他
 - (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。
- 一 審査の種類
教習指導員審査(大自二)
- 二 審査の日時及び場所
 - (一) 日時 平成三十年七月二十六日(木曜日)午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成三十年六月十八日(月曜日)から同月二十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
 - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車
を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示す
ること。

七 審査手数料

九千六百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ
れる者であるときは、それぞれ九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた
額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙に
は、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百五十円
備 考	
特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細 目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる 審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるもの とする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三
一二九〇〇）にすること。

平成三十年六月十五日
印刷發行

發行人所

山口県知事